

富山県透析患者等発生予防推進事業連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 糖尿病や慢性腎症による透析患者等の発生予防を図ることを目的として、富山県透析患者等発生予防推進事業連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療連携体制及び保健・医療の連携体制に関すること。
- (2) 腎症による透析患者等の発生予防に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 協議会は、次に掲げる者から厚生部長（以下「部長」という。）が委嘱する。

- (1) 各医療圏域の専門医療機関を代表する者
- (2) 富山県医師会を代表する者
- (3) 各医療圏域の医師会を代表する者
- (4) 関係団体、行政機関の職員
- (5) 必要に応じて関係機関を代表する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会議を進行する。

3 委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、部長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて、委員以外の者から意見を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の下部組織として第2条に掲げる事項について専門的検討を行うためワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの長は、協議会の委員のうちから委員長が指名する。

3 ワーキンググループのメンバーは、ワーキンググループの長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、富山県厚生部健康課で処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

富山県透析患者等発生予防推進事業ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 糖尿病及び慢性腎症患者の医療連携体制及び保健・医療の連携体制を専門的に検討するため富山県透析患者等発生予防推進事業ワーキンググループ（以下「ワーキング」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキングは、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 医療連携体制、保健・医療連携体制に関すること。
- (2) 医療・保健支援体制マニュアルに関すること。
- (3) その他、透析患者等発生予防の推進に必要なこと。

(組織)

第3条 ワーキングは、次に掲げる者により構成する。

- (1) 各医療圏域の専門医療機関を代表する者
- (2) 各医療圏域の医師会を代表する者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 必要に応じて関係機関を代表する者

(任期)

第4条 メンバーの任期は、2年とする。ただし、補欠のメンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 メンバーは、再任を妨げない。

(役員)

第5条 ワーキングに座長を置く。

2 座長は協議会の委員のうちから協議会の委員長が指名する。

(庶務)

第6条 ワーキングの庶務は、富山県厚生部健康課で行う。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年11月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。